

水道だより

令和2年11月1日号
No.28
横手市上下水道部経営管理課
横手市四日町3番23号
☎0182-35-2251

**新型コロナウイルス感染症
予防のため
石けんを使いこまめに
手を洗いましょう!**

**水道水うがいで
風邪の発症が
4割減少!**

京都大学環境安全保健機構健康管理部門 /
健康科学センターホームページより



冬期間の水道凍結にご注意を!!

水道管の凍結・破損は、寒さが厳しくなる12月から2月にかけて多く発生しています。気温が特に低くなるときは、普段凍結しないご家庭でも凍結や破損が発生します。

水道管が凍結すると水道が使えないばかりか、解凍作業や修理に高額な費用がかかることがあります。

冬になる前に凍結の防止方法を確認して水道管の冬支度をしましょう。

■こんなところは凍結しやすいので気をつけて!!

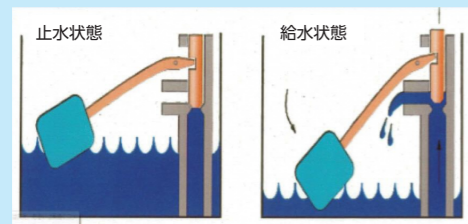
- 水道管がむき出しのところ ●北向きのところ
- 風当たりの強いところ ●家の外にあるじゃ口

■凍結の防止策

- 水道管・じゃ口を保温する。
- メーターボックス内を保温する。
- 水抜き栓を閉める。

※水抜き栓（ハンドル式）は「半開」、「半閉」の状態では地下に水が漏れてしまいます。
必ず「全開」または「全閉」の状態で使用してください。

意外に見落としやすい受水槽の冬支度

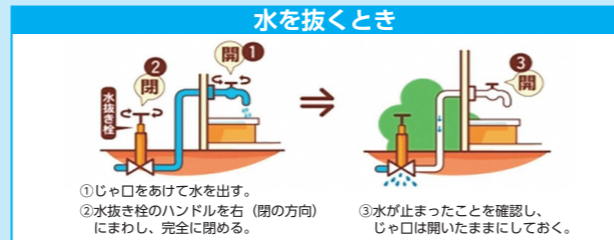


寒さが厳しい時期、水抜き栓など水道の管理を行う中で意外に見落とされやすいのが受水槽の管理です。受水槽は図のように水が減れば給水され、満水になると水が止まる設備（ボールタップ）がついていますが、凍結などによりボールタップが正常に作動しない場合、「受水槽に給水されない」、「水が止まらず受水槽から水が溢れている」などのトラブルが発生します。受水槽を設置している事業所、ご家庭では冬期間の水道管理の際、受水槽の確認をお願いします。このようなトラブルを避けるために水道課では、警報機の設置をお勧めします。

■お問い合わせ先「横手市水道課」 ☎0182-35-2252

次の場合は、漏水減免の対象になりませんのでご注意ください!!

- 水抜き栓の誤操作
 - 長期間不在時に水道使用中止をしない場合（必要な管理を怠った場合）
 - じゃ口、トイレやボイラーなどの器具故障 など
- 漏水の発見方法・修理手配
- ①じゃ口を全部閉める。
 - ②メーターボックス内の水道メーターのパイロット（銀色の円形状のもの）を見る。
 - ③パイロットが回転している場合は、漏水の可能性あり。
 - ④横手市指定の水道工事店へ連絡する。



令和3年度からの隔月検針実施により 次のことが変わります

- 窓口納付の方へ、検針時に納入通知書をお届けします（冬期間を除く。）。
- 全地区の冬期間検針廃止します（メータ口径50mm以上を除く。）。

将来的な水道料金改定の影響を少なくする取組ですので、ご理解をお願いします。

■お問い合わせ先「横手市経営管理課」
☎0182-35-2251

冬期間使用しない方は中止の連絡を!

中止しないと水道管やボイラーなどが凍結破損し、漏水する場合があります。この場合、**修理費用がかかるだけでなく、水道料金等が高額になります。**

使用者や所有者が変更になったときはご連絡ください

■お問い合わせ先「横手市水道お客様センター」
☎0182-32-2758

令和3年度 移行時の隔月検針・隔月請求について

お替え時の地区別請求は、次のとおりです。（※メーター口径50mm以上は、毎月検針・毎月請求です。）

検針日が1～14日の地区：横手の一部、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄

年月	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
検針	検針・冬期推定	検針		検針		検針		検針		冬期推定		冬期推定	
納入通知書	4月請求	5月請求	請求なし	7月請求		9月請求		11月請求		1月請求		3月請求	
				↑検針時に配布		↑検針時に配布		↑検針時に配布		↑郵送		↑郵送	
口座振替日	4/27	5/27	請求なし	7/27	8/27	9/27	10/27	11/29	12/27	1/27	2/28	3/28	4/27

検針日が13～28日の地区：横手地区の一部

年月	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	R4.2	R4.3	R4.4
検針	検針・冬期推定		検針		検針		検針		検針		冬期推定		冬期推定
納入通知書		5月請求	請求なし	7月請求		9月請求		11月請求		1月請求		3月請求	
				↑検針時に配布		↑検針時に配布		↑検針時に配布		↑郵送		↑郵送	
口座振替日		5/17	請求なし	7/20	8/17	9/17	10/18	11/17	12/17	1/17	2/17	3/17	4/18

■お問合せ先「横手市経営管理課」 ☎0182-35-2251

料金の支払いは口座振替が 便利です

毎月預金口座から引き落とされるので、**納め忘れがなく確実です。**

手続方法

- ①手続きの際に持参するもの・・・振替希望の預金通帳、銀行届出印、お手元にある検針票
- ②市内の金融機関で口座振替依頼書に記入

■お問い合わせ先「横手市水道お客様センター」 ☎0182-32-2758

令和2年度冬期間の検針について

冬期間も検針の地域のお客様は、メーターボックス付近の除雪にご協力ください。

冬期推定の地域は、推定に入る前月の検針票で推定量・料金等をお知らせします。

推定量の変更などは「水道お客様センター」までご連絡ください。

なお、冬期推定料金は、5月の検針により精算いたします。

給水管、じゃ口などはお客様の財産です

宅地内で破損している給水管や、メーター交換の際に壊れている場合の修繕費用は、お客様負担となります。

※すぐに漏水箇所を発見できず調査が必要な場合があります。調査に係る費用もお客様の負担となります。

漏水修理は横手市指定の工事店にご依頼ください

※指定工事店は市のホームページ（ページ番号 000002066）で確認できます。

※なお、指定工事店以外の業者等は修理できません。

横手市水道指定工事店

検索

急に水が出なくなったときは・・・

横手市水道課へ電話をしてください。

平日 8:30～17:15 ☎0182-35-2252 夜間・土日祝日 ☎0182-32-2111 (代表)

料金のお問い合わせは・・・

横手市水道お客様センター ☎0182-32-2758

平日 8:30～17:30 水曜日は19時まで（時間外は留守番電話対応）

土日 8:30～13:30 祝日、振替休日、12/29～1/3は休業